

ＬＰライフ規約（案）

変更ポイント	新	現状
	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条（名 称） 本制度は、ＬＰガスライフ支援制度（以下、「ＬＰライフ」という。）という。</p> <p>第2条（総 括） ＬＰライフは、一般社団法人全国ＬＰガス協会（以下、「全Ｌ協」という。）が総括し、都道府県協会等の団体会員（以下、「県協会」という。）が取りまとめをする。</p> <p>第3条（目 的） ＬＰライフは、ＬＰガスの保安の確保とＬＰガス事業等の発展を図るため、会員の相互扶助を行うことを目的とする。</p> <p>第4条（事 業） ＬＰライフは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1） ＬＰガス機器等の販売促進に貢献した会員に対する支援金の給付 （2） ＬＰガス事故等により人的物的損害を被った会員及びその従業員に対する支援金の給付 （3） ＬＰガス事故等により人的物的損害を被った消費者に対する支援金の給付 （4） 前項に係るＬＰガス事故等以外の不慮の事故、病気等により死亡した会員に対する弔慰金の給付 （5） その他ＬＰライフの目的を達成するために必要な事業</p> <p>第5条（ＬＰガス事故） 規約第4条にいうＬＰガス事故とは、ＬＰガスの漏えいに起因して生じた火災若しくは爆発又は不完全燃焼による一酸化炭素中毒等の事故をいう。</p> <p>第6条（会員） ＬＰライフの会員は、県協会の会員であるＬＰガス販売事業者、卸事業者、簡易ガス事業者、スタンド事業者等であって、ＬＰライフの目的に賛同し加入した者とする。 2. 会員の出先機関（支店・営業所等）が加入したときは、その出先機関の責任者をもって前項の会員とみなす。</p> <p style="text-align: center;">第2章 契 約</p> <p>第7条（加 入） ＬＰライフに加入しようとする者は、その所属する県協会へ所定の申込書に加入料を添えて加入申込みを行うものとする。ただし、加入申込みは事業所単位ごととする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条（名 称） 本制度は、ＬＰガスライフ支援制度（以下、「ＬＰライフ」という。）という。</p> <p>第2条（総 括） ＬＰライフは、一般社団法人全国ＬＰガス協会（以下、「全Ｌ協」という。）が総括し、都道府県協会等の団体会員（以下、「県協会」という。）が取りまとめをする。</p> <p>第3条（目 的） ＬＰライフは、ＬＰガスの保安の確保とＬＰガス事業等の発展を図るため、会員の相互扶助を行うことを目的とする。</p> <p>第4条（事 業） ＬＰライフは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （1） ＬＰガス機器等の販売促進に貢献した会員に対する支援金の給付 （2） ＬＰガス事故等により人的物的損害を被った会員及びその従業員に対する支援金の給付 （3） ＬＰガス事故等により人的物的損害を被った消費者に対する支援金の給付 （4） 前項に係るＬＰガス事故等以外の不慮の事故、病気等により死亡した会員に対する弔慰金の給付 （5） その他ＬＰライフの目的を達成するために必要な事業</p> <p>第5条（ＬＰガス事故） 規約第4条にいうＬＰガス事故とは、ＬＰガスの漏えいに起因して生じた火災若しくは爆発又は不完全燃焼による一酸化炭素中毒等の事故をいう。</p> <p>第6条（会員） ＬＰライフの会員は、県協会の会員であるＬＰガス販売事業者、卸事業者、簡易ガス事業者、スタンド事業者等であって、ＬＰライフの目的に賛同し加入した者とする。 2. 会員の出先機関（支店・営業所等）が加入したときは、その出先機関の責任者をもって前項の会員とみなす。</p> <p style="text-align: center;">第2章 契 約</p> <p>第7条（加 入） ＬＰライフに加入しようとする者は、その所属する県協会へ所定の申込書に加入料を添えて加入申込みを行うものとする。ただし、加入申込みは事業所単位ごととする。</p>

2. 加入者は、LPGガスを供給している消費者全戸について、一括加入の申込みを行うものとし、その一部のみについて申込みを行うことはできない。
3. 消費者戸数について、虚偽の申込みを行ったときは、支援金の給付を行わないものとする。
4. 卸事業者、スタンド事業者等にあつては、特別加入料をもって加入することができる。

第8条（加入の口数）

LPGライフの加入の口数は、1口を基準とし、2口まで加入することができる。ただし、口数については県協会ごとに統一するものとする。

第9条（加入料）

LPGライフの加入料は次のとおりとし、既納の加入料は理由の如何に拘わらず返還しない。

(1) 一般加入料

イ. 一般加入料

LPGガス販売事業者及び簡易ガス事業者に適用する。

1口契約の場合	消費者1戸につき	年	10円
2口	〃	〃	年 20円

ロ. 最低加入料

消費者戸数が50戸以下の販売事業者に適用する。

1口契約の場合	年	500円
2口	〃	年 1,000円

(2) 特別加入料

イ. 卸専業事業者、スタンド専業事業者、配送センター（卸事業者兼営のものを除く。）、

LPGガス配管工事事業者、保安センター等に適用する。

1口契約の場合	1事業所につき	年	5,000円
2口	〃	〃	年 10,000円

ロ. ただし、卸事業者、スタンド事業者等が直売の消費者をもつ場合の加入料は、

1口契約につき特別加入料5,000円と直売の消費者戸数で算出した加入料（10円×消費者戸数）とのいずれか高い方を適用する。2口契約は2倍の金額とする。

(3) 中途加入料

- ①. 10月1日～翌年5月31日までに加入した場合 [上表(1)及び(2)の加入料と同額]
- ②. 翌年6月1日～9月30日までに加入した場合 [上表(1)及び(2)の加入料の半額]

第10条（LPGライフの契約期間）

2. 加入者は、LPGガスを供給している消費者全戸について、一括加入の申込みを行うものとし、その一部のみについて申込みを行うことはできない。
3. 消費者戸数について、虚偽の申込みを行ったときは、支援金の給付を行わないものとする。
4. 卸事業者、スタンド事業者等にあつては、特別加入料をもって加入することができる。

第8条（加入の口数）

LPGライフの加入の口数は、1口を基準とし、2口まで加入することができる。ただし、口数については県協会ごとに統一するものとする。

第9条（加入料）

LPGライフの加入料は次のとおりとし、既納の加入料は理由の如何に拘わらず返還しない。

(1) 一般加入料

イ. 一般加入料

LPGガス販売事業者及び簡易ガス事業者に適用する。

1口契約の場合	消費者1戸につき	年	10円
2口	〃	〃	年 20円

ロ. 最低加入料

消費者戸数が50戸以下の販売事業者に適用する。

1口契約の場合	年	500円
2口	〃	年 1,000円

(2) 特別加入料

イ. 卸専業事業者、スタンド専業事業者、配送センター（卸事業者兼営のものを除く。）、

LPGガス配管工事事業者、保安センター等に適用する。

1口契約の場合	1事業所につき	年	5,000円
2口	〃	〃	年 10,000円

ロ. ただし、卸事業者、スタンド事業者等が直売の消費者をもつ場合の加入料は、

1口契約につき特別加入料5,000円と直売の消費者戸数で算出した加入料（10円×消費者戸数）とのいずれか高い方を適用する。2口契約は2倍の金額とする。

(3) 中途加入料

- ①. 10月1日～翌年5月31日までに加入した場合 [上表(1)及び(2)の加入料と同額]
- ②. 翌年6月1日～9月30日までに加入した場合 [上表(1)及び(2)の加入料の半額]

第10条（LPGライフの契約期間）

ＬＰライフの契約期間は、原則として１年間とし毎年１０月１日午前０時に始まり、翌年９月３０日午後１２時に終わるものとする。

### 第３章 支援金

#### 第１１条（支援金の種類）

ＬＰライフの支援金の種類は、販売促進支援金、加入者支援金、消費者支援金、死亡弔慰金の４種類とし、第１２条ないし第１５条にこれを定める。

#### 第１２条（販売促進支援金）

加入者がＬＰガス機器等の販売促進を行った場合は、次の表の区分に応じて販売促進支援金を給付する。

２ 販売促進支援金を請求する権利は、規約第３０条（時効）の規定にかかわらず、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年間とし、これを超えた場合は消滅するものとする。

（１口契約につき）

対 象 事 項	対 象 者	支 援 金 額
（１）エネファーム、 <b>ハイブリッド給湯器</b> エネファーム、 <b>ハイブリッド給湯器</b> を当該事業所に導入または消費者等に販売した場合。	加入者	１基・５,０００円、年間５万円限度
（２）ＬＰガス自動車 ＬＰガス自動車を当該事業所に導入または消費者等に販売又は斡旋した場合。	加入者	１台・５,０００円、年間５万円限度
（３）災害バルク設置 災害バルクを災害時に避難所となる公共施設等に販売した場合。	加入者	１加入者・年間１回限り、５万円
（４）オールガス化住宅 消費者の住宅（新築時及び改装時）に次の消費機器等のうち、３設備以上を販売した場合。 【①給湯設備（台所と風呂と洗面所）、②ガスコンロ（Ｓｉセンサー付）、③空調設備、④床暖房】	加入者	１加入者・年間１回限り、５万円

〔注・重要〕販売促進支援金については、規約第１７条第２項により支払規制があります。

（注１）２口契約の場合は、上記金額の２倍とする。

（注２）本販売促進支援金の給付は、先着順とする。

（注３）全Ｌ協は、県協会から請求書が届いた順に「年月日」が入った全Ｌ協の受付印を押印し、支払規制額に達するまで支払う。

ただし、支払規制額に達する請求書が複数ある場合は、抽選とする。

（注４）全Ｌ協は毎月初旬頃に、前月までの販売促進支援金の支払状況を県協会に通知する。

#### 第１３条（加入者支援金）

加入者及び現にＬＰガス事業に従事している従業員本人（以下、「従業員」という。）が、ＬＰガス事故等により人的物的損害を被ったときは、次の表１から表４までの区分に応じて加入者支援金を給付す

ハイブリッド給湯器  
を追加

ＬＰライフの契約期間は、原則として１年間とし毎年１０月１日午前０時に始まり、翌年９月３０日午後１２時に終わるものとする。

### 第３章 支援金

#### 第１１条（支援金の種類）

ＬＰライフの支援金の種類は、販売促進支援金、加入者支援金、消費者支援金、死亡弔慰金の４種類とし、第１２条ないし第１５条にこれを定める。

#### 第１２条（販売促進支援金）

加入者がＬＰガス機器等の販売促進を行った場合は、次の表の区分に応じて販売促進支援金を給付する。

２ 販売促進支援金を請求する権利は、規約第３０条（時効）の規定にかかわらず、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年間とし、これを超えた場合は消滅するものとする。

（１口契約につき）

対 象 事 項	対 象 者	支 援 金 額
（１）エネファーム エネファームを当該事業所に導入または消費者等に販売した場合。	加入者	１基・５,０００円、年間５万円限度
（２）ＬＰガス自動車 ＬＰガス自動車を当該事業所に導入または消費者等に販売又は斡旋した場合。	加入者	１台・５,０００円、年間５万円限度
（３）災害バルク設置 災害バルクを災害時に避難所となる公共施設等に販売した場合。	加入者	１加入者・年間１回限り、５万円
（４）オールガス化住宅 消費者の住宅（新築時及び改装時）に次の消費機器等のうち、３設備以上を販売した場合。 【①給湯設備（台所と風呂と洗面所）、②ガスコンロ（Ｓｉセンサー付）、③空調設備、④床暖房】	加入者	１加入者・年間１回限り、５万円

〔注・重要〕販売促進支援金については、規約第１７条第２項により支払規制があります。

（注１）２口契約の場合は、上記金額の２倍とする。

（注２）本販売促進支援金の給付は、先着順とする。

（注３）全Ｌ協は、県協会から請求書が届いた順に「年月日」が入った全Ｌ協の受付印を押印し、支払規制額に達するまで支払う。

ただし、支払規制額に達する請求書が複数ある場合は、抽選とする。

（注４）全Ｌ協は毎月初旬頃に、前月までの販売促進支援金の支払状況を県協会に通知する。

#### 第１３条（加入者支援金）

加入者及び現にＬＰガス事業に従事している従業員本人（以下、「従業員」という。）が、ＬＰガス事故等により人的物的損害を被ったときは、次の表１から表４までの区分に応じて加入者支援金を給付す

る。

この場合、[表1]の人的損害については、加入者に次の者を含むことができる。

- イ. 配偶者及び生計を共にする同居の親族
- ロ. 家事使用人
- ハ. 事故発生時に加入者本人の承諾を得て居住する者

2. 加入者支援金の種類は、次のとおりとする。

- ①入院支援金 [表1]、②通院支援金 [表1]、③内症通院支援金 [表1]、④物損支援金 [表2]、⑤火災損害支援金 [表3]、⑥容器(貯槽)・LPガスメーター・調整器損害支援金 [表4]

[表1] 人的損害に対する給付基準及び支援金額 (1口契約につき)

対象事故	支援対象者	傷害の別及び支援金額 (1名につき)
●LPガス事故 ●LPガス配管工事中の事故 ●LPガス消費機器等取付中の事故 ●LPガス容器配送中の事故 (バルクローリーを含む。ただし、交通事故は除く。) ●LPガス充てん中の事故 ●保安点検中の事故 ●検針中の事故 ●集金中の事故	加入者 (配偶者、生計を共にする同居の親族、家事使用人、事故発生時に加入者本人の承諾を得て居住する者も含む。) 及び 従業員	(入院支援金) けが 1日につき 2,000円 [25日、5万円限度]
		(通院支援金) けが 1日につき 750円 [66日、4.95万円限度]
	(内症通院支援金) 内症 1日につき 250円 [事故日から1ヶ月以内の通院日数及び請求金額が5,000円以上が対象。]	

- [注・重要] 内症通院支援金については、規約第17条第3項により支払規制があります。
- (注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。
- (注2) 人的損害の場合は、入院支援金、通院支援金、内症通院支援金を合わせて5万円限度とする。
- (注3) 上表の対象事故に、消費者宅及び事業所等に向かう途中の交通事故による死亡、傷害等は除く。
- (注4) 内症とは、「ねんざ、打撲、ぎっくり腰等」をいう。
- (注5) 内症支援金の給付は、先着順とする。ただし、支払規制額に達する請求書が複数ある場合は、抽選とする。
- (注6) 全L協は毎月初旬頃に、前月までの「内症」の支払状況を県協会に通知する。

[表2] 物的損害に対する給付基準及び支援金額 (1口契約につき)

る。

この場合、[表1]の人的損害については、加入者に次の者を含むことができる。

- イ. 配偶者及び生計を共にする同居の親族
- ロ. 家事使用人
- ハ. 事故発生時に加入者本人の承諾を得て居住する者

2. 加入者支援金の種類は、次のとおりとする。

- ①入院支援金 [表1]、②通院支援金 [表1]、③内症通院支援金 [表1]、④物損支援金 [表2]、⑤火災損害支援金 [表3]、⑥容器(貯槽)・LPガスメーター・調整器損害支援金 [表4]

[表1] 人的損害に対する給付基準及び支 (1口契約につき)

対象事故	支援対象者	傷害の別及び支援金額 (1名につき)
●LPガス事故 ●LPガス配管工事中の事故 ●LPガス消費機器等取付中の事故 ●LPガス容器配送中の事故 (バルクローリーを含む。ただし、交通事故は除く。) ●LPガス充てん中の事故 ●保安点検中の事故 ●検針中の事故 ●集金中の事故	加入者 (配偶者、生計を共にする同居の親族、家事使用人、事故発生時に加入者本人の承諾を得て居住する者も含む。) 及び 従業員	(入院支援金) けが 1日につき 2,000円 [25日、5万円限度]
		(通院支援金) けが 1日につき 750円 [66日、4.95万円限度]
	(内症通院支援金) 内症 1日につき 250円 [事故日から1ヶ月以内の通院日数及び請求金額が5,000円以上が対象。]	

- [注・重要] 内症通院支援金については、規約第17条第3項により支払規制があります。
- (注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。
- (注2) 人的損害の場合は、入院支援金、通院支援金、内症通院支援金を合わせて5万円限度とする。
- (注3) 上表の対象事故に、消費者宅及び事業所等に向かう途中の交通事故による死亡、傷害等は除く。
- (注4) 内症とは、「ねんざ、打撲、ぎっくり腰等」をいう。
- (注5) 内症支援金の給付は、先着順とする。ただし、支払規制額に達する請求書が複数ある場合は、抽選とする。
- (注6) 全L協は毎月初旬頃に、前月までの「内症」の支払状況を県協会に通知する。

[表2] 物的損害に対する給付基準及び支援金額 (1口契約につき)

物的損害			
対象事故	対象者	損害額	支援金額 (物的支援金)
LPガス事故	加入者	1,000万円以上	5万円
		1,000万円未満～700万円以上	4万円
		700万円未満～400万円以上	3万円
		400万円未満～100万円以上	2万円
		100万円未満～10万円以上	1万円

- (注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。  
(注2) 物損の場合は、上表のとおり支援金を給付する。  
(注3) 物損の場合、損害額が10万円未満は対象としない。

[表3] 火災損害に対する給付基準及び支援金額

(1口契約につき)

対象事故	対象者	支援金額 (火災損害支援金)
単純火災及び一般火災	加入者	傷害、物損合わせて5万円限度

- (注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。  
(注2) 単純火災とは、LPガスの炎が火源及び熱源となった火災をいう。(風呂がまの空炊き、天ぷら鍋の油に引火、カーテン等への引火等)  
(注3) 一般火災とは、LPガスの炎が原因でない火災をいう。(タバコの不始末、放火、漏電等)

[表4] LPガス容器(貯槽)、LPガスメーター、調整器の火災損害(消費者先設置のものに限る。)に対する贈呈基準及び支援金額

(1口契約につき)

対象事故	対象者	対象物	種類	支援金額 (LPガス容器(貯槽)、LPガスメーター、調整器等の火災損害支援金)
			10kg以下の容器1本につき	1,500円

物的損害			
対象事故	対象者	損害額	支援金額 (物的支援金)
LPガス事故	加入者	1,000万円以上	5万円
		1,000万円未満～700万円以上	4万円
		700万円未満～400万円以上	3万円
		400万円未満～100万円以上	2万円
		100万円未満～10万円以上	1万円

- (注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。  
(注2) 物損の場合は、上表のとおり支援金を給付する。  
(注3) 物損の場合、損害額が10万円未満は対象としない。

[表3] 火災損害に対する給付基準及び支援金額

(1口契約につき)

対象事故	対象者	支援金額 (火災損害支援金)
単純火災及び一般火災	加入者	傷害、物損合わせて5万円限度

- (注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。  
(注2) 単純火災とは、LPガスの炎が火源及び熱源となった火災をいう。(風呂がまの空炊き、天ぷら鍋の油に引火、カーテン等への引火等)  
(注3) 一般火災とは、LPガスの炎が原因でない火災をいう。(タバコの不始末、放火、漏電等)

[表4] LPガス容器(貯槽)、LPガスメーター、調整器の火災損害(消費者先設置のものに限る。)に対する贈呈基準及び支援金額

(1口契約につき)

対象事故	対象者	対象物	種類	支援金額 (LPガス容器(貯槽)、LPガスメーター、調整器の火災損害支援金)
			10kg以下の容器1本につき	1,500円

集中監視システム NCUを追加	●LPガス事故	加入者	LPガス容器（貯槽）の	10kg超～20kg以下の容器1本につき	3,000円
			損害	20kg超～50kg以下の容器1本につき	5,000円
				50kg超の容器（バルク容器・貯槽含む）1本につき	10,000円
	●単純火災	加入者	LPガスマーターの損害	マイコンメーター以外1個につき	2,000円
				マイコンメーター1個につき	6,000円
	●一般火災	加入者	集中監視システム	NCU 1個につき	5,000円
			調整器の損害	単段1個につき	500円
			自動切替1個につき	1,500円	

(注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。  
(注2) 本支援金の支払限度額は、1火災1世帯につき5万円を限度とする。

第14条（消費者支援金）  
消費者が、LPガス事故又は単純火災により人的物的損害を被ったときは、次のとおり消費者支援金を給付する。  
ただし、消費者支援金は加入者に交付し、加入者から被害消費者に贈るものとする。

(1) 対象となる消費者（火元の消費者に限る。）  
加入者よりLPガスを購入し消費している者であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）にいう一般消費者等のほか、高圧ガス保安法でいうLPガス消費者（特定高圧ガス消費者及び船舶関係等に係る消費者を除く。）及び簡易ガス事業、スタンド事業等に係る消費者とする。  
ただし、贈呈対象者となる消費者には次の者を含むことができる。

イ. 配偶者並びに生計を共にする同居の親族  
ロ. 家事使用人又は店舗等の従業員  
ハ. 事故発生時に消費者の承諾を得て居住する者  
ニ. 事故発生時にスタンド施設内の消費者及び消費者の車両に同乗していた者

(2) 対象となる事故  
消費者の過失又は第三者の故意過失により消費者のLPガス供給及び消費設備において発生したLPガス事故若しくは単純火災とする。

2 消費者支援金の金額は、次の表の区分によるものとする。

(1口契約につき)	
人的損害	物的損害

集中監視システム NCUを追加	●LPガス事故	加入者	LPガス容器（貯槽）の	10kg超～20kg以下の容器1本につき	3,000円
			損害	20kg超～50kg以下の容器1本につき	5,000円
				50kg超の容器（バルク容器・貯槽含む）1本につき	10,000円
	●単純火災	加入者	LPガスマーターの損害	マイコンメーター以外1個につき	2,000円
				マイコンメーター1個につき	6,000円
	●一般火災	加入者	調整器の損害	単段1個につき	500円
				自動切替1個につき	1,500円

(注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。  
(注2) 本支援金の支払限度額は、1火災1世帯につき5万円を限度とする。

第14条（消費者支援金）  
消費者が、LPガス事故又は単純火災により人的物的損害を被ったときは、次のとおり消費者支援金を給付する。  
ただし、消費者支援金は加入者に交付し、加入者から被害消費者に贈るものとする。

(1) 対象となる消費者（火元の消費者に限る。）  
加入者よりLPガスを購入し消費している者であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）にいう一般消費者等のほか、高圧ガス保安法でいうLPガス消費者（特定高圧ガス消費者及び船舶関係等に係る消費者を除く。）及び簡易ガス事業、スタンド事業等に係る消費者とする。  
ただし、贈呈対象者となる消費者には次の者を含むことができる。

イ. 配偶者並びに生計を共にする同居の親族  
ロ. 家事使用人又は店舗等の従業員  
ハ. 事故発生時に消費者の承諾を得て居住する者  
ニ. 事故発生時にスタンド施設内の消費者及び消費者の車両に同乗していた者

(2) 対象となる事故  
消費者の過失又は第三者の故意過失により消費者のLPガス供給及び消費設備において発生したLPガス事故若しくは単純火災とする。

2 消費者支援金の金額は、次の表の区分によるものとする。

(1口契約につき)	
人的損害	物的損害

対象事故	支援金の種類及び傷害の別	支援金額 (1名につき)	持家の場合		借家人の場合	
			損害額	支援金額	損害額	支援金額
LPGガス事故	(入院支援金) けが	1日につき 2,000円 (25日、5万円限度)	1,000万円以上	5万円	/	/
			1,000万円未満 ～700万円以上	4万円		
			700万円未満 ～400万円以上	3万円	400万円以上	3万円
	(通院支援金) けが	1日につき 750円 (66日、4.95万円限度)	400万円未満 ～100万円以上	2万円	400万円未満 ～100万円以上	2万円
			100万円未満 ～10万円以上	1万円	100万円未満 ～10万円以上	1万円
単純火災	傷害、物損合わせて5万円限度					

- (注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。  
(注2) 人的損害の場合は入院支援金、通院支援金を合わせて5万円限度に贈呈する。  
(注3) LPGガス事故で物損があった場合は、上表のとおり5万円を限度に贈呈する。  
(注4) 単純火災で傷害、物損があった場合は傷害、物損合わせて5万円を限度に贈呈する。  
(注5) 物損の場合、損害額が10万円未満は対象としない。

第15条 (死亡弔慰金)

加入者、従業員、消費者が下記の事故等で死亡したときは、次の表の区分に応じて死亡弔慰金を贈呈する。

(1口契約につき)

対象事故	対象者	死亡弔慰金
1. 不慮の事故、病気、交通事故、単純火災、一般火災等で死亡したとき。	加入者	5万円
2. 規約第13条(加入者支援金)の[表1]「人的損害に対する贈呈	加入者、従業員	

対象事故	支援金の種類及び傷害の別	支援金額 (1名につき)	持家の場合		借家人の場合	
			損害額	支援金額	損害額	支援金額
LPGガス事故	(入院支援金) けが	1日につき 2,000円 (25日、5万円限度)	1,000万円以上	5万円	/	/
			1,000万円未満 ～700万円以上	4万円		
			700万円未満 ～400万円以上	3万円	400万円以上	3万円
	(通院支援金) けが	1日につき 750円 (66日、4.95万円限度)	400万円未満 ～100万円以上	2万円	400万円未満 ～100万円以上	2万円
			100万円未満 ～10万円以上	1万円	100万円未満 ～10万円以上	1万円
単純火災	傷害、物損合わせて5万円限度					

- (注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。  
(注2) 人的損害の場合は入院支援金、通院支援金を合わせて5万円限度に贈呈する。  
(注3) LPGガス事故で物損があった場合は、上表のとおり5万円を限度に贈呈する。  
(注4) 単純火災で傷害、物損があった場合は傷害、物損合わせて5万円を限度に贈呈する。  
(注5) 物損の場合、損害額が10万円未満は対象としない。

第15条 (死亡弔慰金)

加入者、従業員、消費者が下記の事故等で死亡したときは、次の表の区分に応じて死亡弔慰金を贈呈する。

(1口契約につき)

対象事故	対象者	死亡弔慰金
1. 不慮の事故、病気、交通事故、単純火災、一般火災等で死亡したとき。	加入者	5万円
2. 規約第13条(加入者支援金)の[表1]「人的損害に対する贈呈	加入者、従業員	

<p>基準及び支援金額」に記載してある対象事故で死亡したとき。</p>			<p>基準及び支援金額」に記載してある対象事故で死亡したとき。</p>		
<p>3. 消費者の過失で、LPガス事故、単純火災が発生し、火元の消費者が死亡したとき。</p>	<p>火元の消費者</p>		<p>3. 消費者の過失で、LPガス事故、単純火災が発生し、火元の消費者が死亡したとき。</p>	<p>火元の消費者</p>	
<p>(注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。</p> <p><b>第16条 (支援金給付限度額)</b>  規約第12条ないし第15条に定める支援金については、一事由につき1口契約は5万円、2口契約は10万円を給付限度額とする。</p> <p><b>第17条 (支援金の支払額減額、支払規制)</b>  LPライフの契約期間内及び時効期間内において、支援金等の支払事由の集中的な発生もしくは予測を超えた事由の発生により、LPライフの運営維持に重要な影響を与えると見込まれる場合には、理事会で審議のうえ支援金の支払額の減額または支払を中止することができる。</p> <p>2 第1項の規定にかかわらず、規約第12条に定める販売促進支援金の支払い総額は、当該年度の定期契約加入料総額(毎年10月1日)の1/5以内とし、それを超えた場合は支払を中止する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、規約第13条に定める加入者支援金のうち、内症通院支援金の支払規制について、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 事故発生日から1ヶ月間の通院日数を対象とする。  (2) 請求金額が1口契約は5,000円以上、2口契約は10,000円以上のものを対象とする。  (3) 内症の通院支援金の請求は、1人年間1回限りとする。  (4) 内症の通院支援金の支払総額は、年間1,000万円以内とし、これを超えた場合はその時点で支払を中止する。</p> <p><b>第18条 (適用除外)</b>  次の場合は、原則として支援金の対象としない。</p> <p>(1) 消費者、加入者、従業員、第三者の故意、自殺行為、犯罪行為等に起因して生じた事故等  (2) 消費者及び加入者並びにその従業員が事故の原因者から損害賠償を受けることができるとき  (3) 地震、噴火、津波、台風、洪水、竜巻等の天災地変に随伴して生じた事故等  (4) 戦争、内乱、暴動等に随伴して生じた事故等  (5) 原子力損害の賠償に関する法律により、損害賠償の対象となる事故</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本条第1項の(3)の天災地変に随伴して生じた事故等については、災害救助法もしくは激甚災害の適用を受けた災害を対象とし、支援金の支払総額は年間1,000万円以内とする。ただし、理事会で審議のうえ支払総額の増額ができることとする。  なお、理事会で審議のうえ当該支援金の支払額を制限若しくは減額し、支払いを中止することができる。</p> <p>3 前2項の場合、規約第30条(時効)の規定に拘わらず、支援金の請求する権利を短縮することができる。</p>			<p>(注1) 2口契約の場合は、上記金額の2倍とする。</p> <p><b>第16条 (支援金給付限度額)</b>  規約第12条ないし第15条に定める支援金については、一事由につき1口契約は5万円、2口契約は10万円を給付限度額とする。</p> <p><b>第17条 (支援金の支払額減額、支払規制)</b>  LPライフの契約期間内及び時効期間内において、支援金等の支払事由の集中的な発生もしくは予測を超えた事由の発生により、LPライフの運営維持に重要な影響を与えると見込まれる場合には、理事会で審議のうえ支援金の支払額の減額または支払を中止することができる。</p> <p>2 第1項の規定にかかわらず、規約第12条に定める販売促進支援金の支払い総額は、当該年度の定期契約加入料総額(毎年10月1日)の1/5以内とし、それを超えた場合は支払を中止する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、規約第13条に定める加入者支援金のうち、内症通院支援金の支払規制について、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 事故発生日から1ヶ月間の通院日数を対象とする。  (2) 請求金額が1口契約は5,000円以上、2口契約は10,000円以上のものを対象とする。  (3) 内症の通院支援金の請求は、1人年間1回限りとする。  (4) 内症の通院支援金の支払総額は、年間1,000万円以内とし、これを超えた場合はその時点で支払を中止する。</p> <p><b>第18条 (適用除外)</b>  次の場合は、原則として支援金の対象としない。</p> <p>(1) 消費者、加入者、従業員、第三者の故意、自殺行為、犯罪行為等に起因して生じた事故等  (2) 消費者及び加入者並びにその従業員が事故の原因者から損害賠償を受けることができるとき  (3) 地震、噴火、津波、台風、洪水、竜巻等の天災地変に随伴して生じた事故等  (4) 戦争、内乱、暴動等に随伴して生じた事故等  (5) 原子力損害の賠償に関する法律により、損害賠償の対象となる事故</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、本条第1項の(3)の天災地変に随伴して生じた事故等については、災害救助法もしくは激甚災害の適用を受けた災害を対象とし、支援金の支払総額は年間1,000万円以内とする。ただし、理事会で審議のうえ支払総額の増額ができることとする。  なお、理事会で審議のうえ当該支援金の支払額を制限若しくは減額し、支払いを中止することができる。</p> <p>3 前2項の場合、規約第30条(時効)の規定に拘わらず、支援金の請求する権利を短縮することができる。</p>		

## 第4章 運 営

### 第19条（運営機関）

- （1）LPライフは、適正かつ健全な運営を図るため、定款第38条に定める総務委員会が運営にあたる。
- （2）総務委員会は事業内容、運営規約等の改善拡充に関する調査研究を行う。

### 第20条（支払資金及び運営経費）

LPライフは次のとおり運営する。

- （1）支払資金は加入料の60%及び収入利息をもって充てる。
- （2）全L協の運営費は加入料の10%をもって充てる。
- （3）県協会運営費は加入料の30%をもって充てる。

### 第21条（全L協会の業務）

全L協はLPライフの運営を総括する。

### 第22条（県協会の業務）

県協会は次の業務を行う。

- （1）LPライフの募集、加入受付
- （2）事故等の調査及び支援金の査定
- （3）全L協に対する支援金の申請
- （4）支援金の支払業務
- （5）LPライフの加入者に関する情報の管理
- （6）その他必要事項

## 第5章 会 計

### 第23条（事業年度）

LPライフの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの特別事業年度とする。

### 第24条（特別会計）

LPライフの会計は、定款第42条の定めによる特別会計とし、収支決算は毎事業年度終了後3ヵ月以内に監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

### 第25条（支払準備金及び未経過加入料の計上）

LPライフは、毎事業年度末において、支払準備金及び未経過加入料を計上するものとする。

- （1）支払準備金は、将来の異常支払等に充てるため、当該事業年度（4月1日から翌年3月31日）の加入料（中途加入料含め）の10%の金額を積み立てる。  
ただし、2ヶ年を限度とする。

内容を変更せず文  
言のみ改訂

## 第4章 運 営

### 第19条（運営機関）

- （1）LPライフは、適正かつ健全な運営を図るため、定款第38条に定める総務委員会が運営にあたる。
- （2）総務委員会は事業内容、運営規約等の改善拡充に関する調査研究を行う。

### 第20条（支払資金及び運営経費）

LPライフは次のとおり運営する。

- （1）支払資金は加入料の60%及び収入利息をもって充てる。
- （2）全L協の運営費は加入料の10%をもって充てる。
- （3）県協会運営費は加入料の30%をもって充てる。

### 第21条（全L協会の業務）

全L協はLPライフの運営を総括する。

### 第22条（県協会の業務）

県協会は次の業務を行う。

- （1）LPライフの募集、加入受付
- （2）事故等の調査及び支援金の査定
- （3）全L協に対する支援金の申請
- （4）支援金の支払業務
- （5）LPライフの加入者に関する情報の管理
- （6）その他必要事項

## 第5章 会 計

### 第23条（事業年度）

LPライフの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの特別事業年度とする。

### 第24条（特別会計）

LPライフの会計は、定款第42条の定めによる特別会計とし、収支決算は毎事業年度終了後3ヵ月以内に監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

### 第25条（支払準備金及び未経過加入料の計上）

LPライフは、毎事業年度末において、支払準備金及び未経過加入料を計上するものとする。

2. 支払準備金は、将来の異常支払等に充てるため、当該事業年度の加入料の10%の金額を積み立てる。  
ただし、2ヶ年を限度とする。

- (2) 支払準備金は預り金とする。
- (3) 支払準備金を支払いに充てるときは、理事会の承認を得てこれを取り崩すものとする。
- (4) 事業年度末において、LPライフ契約期間の上半期に納付された加入料の1/2を未経過加入料として計上するものとする。

第26条（支払準備金の取り崩し及び返還）

支払準備金は、規約第25条第4項の規定に基づき、次のとおり取り崩すものとする。

- (1) 異常支払等のため当該年度の支払資金に不足を生じたときは、その不足額
- (2) 支払準備金を取り崩すときは、古い年度の支払準備金から順次取り崩すものとする。
- (3) 2ケ年を経過した支払準備金は、全額をそれぞれ積立てた年度の加入料比率により各県協会へ返還する。

第27条（資金運用の制限）

LPライフは、資金を次に掲げる方法以外には運用しないものとする。

- (1) 都市銀行又は信託銀行への預金、若しくは金銭信託（元本保証のあるものに限る。）
- (2) 国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債
- (3) 貸付信託の受益証券の取得

第28条（他の経理への資金運用の禁止）

LPライフは、本事業以外の事業へ資金を運用し、または本事業に属する資産を担保に供して本事業以外の事業に属する資産を調達しないものとする。

第6章 雑 則

第29条（返戻金）

LPライフの決算において、収支差額が生じたときは、前期の欠損金がある場合にはその補てんに充て、次いで支払準備金を控除し、なお、差額があるときはその差額を返戻金として次により返還する。

(1) 返戻金の配分方法

- ①. 返戻金総額の1/2を当該別事業年度末の損害率が50%未満の県協会(以下「優良県協会」という。)に対して優先的に優良県協会の加入料の割合に応じて配分する。(優良配分)
- ②. 残り1/2の金額は、全県協会にそれぞれの加入料の割合に応じて配分する。(プール配分)ただし、当該特別事業年度末の支援金給付率が100%以上の県協会に対しては、プール配分は行わない。
- ③. 当該特別事業年度内に既払となった支援金と、プール配分額との合計額が当該県協会の加入料を超える場合は、超える部分の金額を削減する。
- ④. 前項で削減される金額は、①項の優良県協会に対し、加入料の割合に応じて追加配分する。

(2) 支援金給付率の算出方法

支援金給付率は、各県協会毎に当該年度内に支払われた支援金の合計額の各県協会毎の当該年度の加入料に対する割合であって、次の算式により算出する。

- 3. 支払準備金は預り金とする。
- 4. 支払準備金を支払いに充てるときは、理事会の承認を得てこれを取り崩すものとする。
- 5. 事業年度末において、LPライフ契約期間の上半期に納付された加入料の1/2を未経過加入料として計上するものとする。

第26条（支払準備金の取り崩し及び返還）

支払準備金は、規約第25条第4項の規定に基づき、次のとおり取り崩すものとする。

- (1) 異常支払等のため当該年度の支払資金に不足を生じたときは、その不足額
- (2) 支払準備金を取り崩すときは、古い年度の支払準備金から順次取り崩すものとする。
- (3) 2ケ年を経過した支払準備金は、全額をそれぞれ積立てた年度の加入料比率により各県協会へ返還する。

第27条（資金運用の制限）

LPライフは、資金を次に掲げる方法以外には運用しないものとする。

- 2. 都市銀行又は信託銀行への預金、若しくは金銭信託（元本保証のあるものに限る。）
- 3. 国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債
- 4. 貸付信託の受益証券の取得

第28条（他の経理への資金運用の禁止）

LPライフは、本事業以外の事業へ資金を運用し、または本事業に属する資産を担保に供して本事業以外の事業に属する資産を調達しないものとする。

第6章 雑 則

第29条（返戻金）

LPライフの決算において、収支差額が生じたときは、前期の欠損金がある場合にはその補てんに充て、次いで支払準備金を控除し、なお、差額があるときはその差額を返戻金として次により返還する。

(1) 返戻金の配分方法

- ①. 返戻金総額の1/2を当該別事業年度末の損害率が50%未満の県協会(以下「優良県協会」という。)に対して優先的に優良県協会の加入料の割合に応じて配分する。(優良配分)
- ②. 残り1/2の金額は、全県協会にそれぞれの加入料の割合に応じて配分する。(プール配分)ただし、当該特別事業年度末の支援金給付率が100%以上の県協会に対しては、プール配分は行わない。
- ③. 当該特別事業年度内に既払となった支援金と、プール配分額との合計額が当該県協会の加入料を超える場合は、超える部分の金額を削減する。
- ④. 前項で削減される金額は、①項の優良県協会に対し、加入料の割合に応じて追加配分する。

(2) 支援金給付率の算出方法

支援金給付率は、各県協会毎に当該年度内に支払われた支援金の合計額の各県協会毎の当該年度の加入料に対する割合であって、次の算式により算出する。

[支援金給付率の計算方式]

$$\text{支援金給付率} = \frac{PL + PL1 + PL2}{P}$$

- P 県協会の当該年度の加入料（100%）  
PL 当該年度の契約期間内に発生した事故のうち、契約期間内に既払いとなった支援金  
PL1 前年度契約期間内に発生した事故のうち、当該年度内に既払いとなった支援金  
PL2 前々年度契約期間内に発生した事故のうち、当該年度内に既払いとなった支援金

(3) 返還の時期

返戻金の返還時期は、規約第24条の理事会において承認されたときとする。

第30条（時効）

支援金の請求をする権利は、事故等発生日から2年を経過したときにその権利請求は消滅する。

第31条（規約の変更）

この規約の改廃は、会長決済事項による。ただし大幅な改定は、理事会決議によるものとし、軽微な改廃は業務執行理事決裁によることができる。

第32条（契約・査定業務要領）

規約に定めのない事項は、別に定める契約・査定業務要領によるものとする。

附則 1. 本規約は、平成24年10月1日より実施する。

附則 2. 本規約は、平成25年10月1日より改定実施する。

附則 3. 本規約は、令和7年4月1日より改定実施する。

附則 4. 本規約は、令和8年4月1日付け改定、令和8年10月1日より実施する。

[支援金給付率の計算方式]

$$\text{支援金給付率} = \frac{PL + PL1 + PL2}{P}$$

- P 県協会の当該年度の加入料（100%）  
PL 当該年度の契約期間内に発生した事故のうち、契約期間内に既払いとなった支援金  
PL1 前年度契約期間内に発生した事故のうち、当該年度内に既払いとなった支援金  
PL2 前々年度契約期間内に発生した事故のうち、当該年度内に既払いとなった支援金

(3) 返還の時期

返戻金の返還時期は、規約第24条の理事会において承認されたときとする。

第30条（時効）

支援金の請求をする権利は、事故等発生日から2年を経過したときにその権利請求は消滅する。

第31条（規約の変更）

規約の改定変更は、理事会の議決による。

第32条（契約・査定業務要領）

規約に定めのない事項は、別に定める契約・査定業務要領によるものとする。

附則 1. 本規約は、平成24年10月1日より実施する。

附則 2. 本規約は、平成25年10月1日より改定実施する。

附則 3. 本規約は、令和7年4月1日より改定実施する。